

ひらたCATV利用料減免規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ひらたCATV株式会社が地上波デジタル放送を配信するにあたって、利用促進を図るために利用料を減免することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 利用料の全額免除対象は、次の各号に掲げる契約とする。

(1) 公的扶助受給者

生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する扶助、またはハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する放送受信契約。

(2) 市民税非課税の障がい者

別表1に掲げる障がい者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市民税非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。

(3) 災害被災者

災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約。

2 利用料の半額免除対象は、次の各号に掲げる契約とする。

(1) 視覚・聴覚障がい者

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障がい者または聴覚障がい者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。

(2) 重度の障がい者

別表2に掲げる重度の障がい者((1)に該当する者を除く。)で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して契約する放送受信契約。

(3) 重度の戦傷病者

戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約

(減免の対象となる料金)

第 3 条 減免対象となる料金は、加入時の加入金、基本チャンネル利用料、音声告知放送利用料とする。

(減免の手続き)

第 4 条 利用料の減免を受けようとする者は、申請書に減免事由の証明を受けて、ひらたCATVに提出しなければならない。

(減免期間)

第 5 条 減免の期間は、減免申請をした日の属する月の翌月から、減免申請をした日の属する年度の最終日から起算して2年を経過した日までとする。また、更新の場合は、減免期間満了の日から起算して2年を経過した日とする。ただし、この規程の施行前に申請した者の減免期間は、ひらたCATVが別途定める。

2 第2条第1項第3号に掲げる免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の2か月間とする。

(減免の更新手続き)

第 6 条 利用料の減免を受けている者は、減免期間が満了する年度の1月から減免期間が満了するまでの間に更新の手続きを行うことにより、引き続き減免を受けることができる。

2 前項により引き続き減免を受けようとする者は、申請書に減免事由の証明を受けて、ひらたCATVに提出しなければならない。

附則

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

別表 1

障がい者	(身体障がい者) 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する身体障がい者 (知的障がい者) 2 所得税法(昭和40年法律第33号)または地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された者
------	---

	<p>(精神障がい者)</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障がい者</p>
--	---

別表 2

<p>重度の障がい者</p>	<p>(重度の身体障がい者)</p> <p>1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者のうち、障害等級が 1 級または 2 級である者</p> <p>(重度の知的障がい者)</p> <p>2 所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された者</p> <p>(重度の精神障がい者)</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者のうち、障害等級が 1 級である者</p>
----------------	--